

# 添付書類 1

令和2年（2020年）4月28日

保護者の皆様

八王子市教育委員会

令和2年度 当面（5月7日以降）の本市の教育活動における基本的な方針について

平素より、本市の教育行政にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、保護者の皆様には、「令和2年度 当面（4月13日から5月6日まで）の本市の教育活動における基本的な方針について」（令和2年4月7日 八王子市教育委員会）にて、臨時休業期間の延長についてお知らせしたところです。

現在、東京都では「いのちを守る STAY HOME 週間」として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組を進めており、保護者の皆様にもご協力いただいていることと存じます。

現在、様々な取組の効果が検証されているところであり、令和2年4月7日（火）に出された緊急事態宣言が解除されるか、延長されるかという正確な情報は入っておりません。

しかし、大型連休後の本市としての方針の原則を示しておかなければ、学校の準備が整わず、児童・生徒、保護者の皆様の見通しも立たないと考えられることから、国や東京都の動きに先んじて、以下のとおり令和2年5月7日（木）以降の本市としての方針を立てました。

- 1 児童・生徒の感染防止等を目的として、臨時休業期間を令和2年5月17日（日）まで延長する。
- 2 令和2年5月7日（木）、8日（金）に副教材や課題等を配布する個別・分散登校日を設けることを可能とする。
- 3 令和2年5月11日（月）から15日（金）までを個別・分散登校期間として、週に1回、健康観察及び課題等の配布、回収を行う機会を設ける。
- 4 令和2年5月18日（月）から学校での教育活動が再開できるよう準備を進める。しかし、感染状況等により再開が困難であると判断した場合は、1週間ずつ再開を遅らせる。その場合、個別・分散登校期間を1週間ずつ延長する。

個別・分散登校には慎重な考えもあることと思います。

しかし、令和2年3月2日（月）から続く臨時休業期間により、本来、児童、生徒が学習しなければならない内容が全く指導できない状態となっており、これ以上学習が遅れることは、児童・生徒の将来に大きな影響が出ることを危惧しております。

そこで、令和2年5月7日（木）以降に臨時休業期間が延長する場合は、これまでの復習中心の課題だけでなく、教科書や副教材等を活用した新学年の学習内容に踏み込んだ課題を家庭学習に出し、児童・生徒の課題の取組状況を1学期の評価にもいかしてまいります。

そのため、副教材や課題を配布したり、回収したりする個別・分散登校は「不要・不急」ではなく、どうしても必要なものであると考えておりますので、ご了解くださいますようお願いいたします。

個別・分散登校期間が長期化する場合は、各学校のホームページに課題のポイントを示す動画を公開したり、課題をダウンロードできるようにしたりするオンライン指導も取り入れてまいります。

詳細については、別紙「令和2年度 当面（5月7日以降）の教育活動について」をご覧ください。

これまで以上に家庭教育が重要になってくることと思いますが、今、心を一つにして取り組むことで学校の早期再開が近付いてくるものと考えます。

保護者の皆様のご理解、ご協力をどうぞ、よろしく願いいたします。

**◎本通知の内容は、令和2年4月28日（火）現在のものであり、今後の状況等により変更となる可能性があります。**

【問い合わせ先】

八王子市教育委員会学校教育部指導課  
（電 話）042-620-7412

# 添付書類 2

別紙

令和2年度 当面（5月7日以降）の本市の教育活動について

◎令和2年5月7日（木）から5月17日（日）までを臨時休業期間とします。

## 1 令和2年5月7日（木）、8日（金）の対応について

○学校によっては、副教材や課題等の配布を行う個別・分散登校日を設ける場合もございます。  
（詳しくは各学校のホームページや一斉メール等をご確認ください）

## 2 令和2年5月11日（月）からの対応について

### （1）小学校及び義務教育学校前期課程について

【個別・分散登校期間 5月11日（月）から15日（金）】（授業日とはいたしません）

- 週に1日程度、各学年・学級ごと等で学校が決めた日を個別・分散登校日として短時間で行います。
- 健康観察及び課題の回収・配布を行います。
- 学校から配布されます『臨時休業中における昼食提供について（希望調査）』にある条件の方で希望する場合は昼食提供も行います。  
→詳しくは『臨時休業中における昼食提供について（希望調査）』をご確認ください。
- 感染予防上、保護者の方がお子様を出席させないと判断し欠席をしても、「欠席扱い」になりません。また欠席した場合は、放課後等に個別で対応いたします。
- 家庭学習は、各校から配られる学習課題や動画配信を活用して行います。
- 動画配信を確認することができないご家庭については、個別の対応を行います。

【個別・分散登校期間終了後 5月18日（月）から22日（金）】（授業日といたします）

- 授業日として、在校時間4時間程度の午前授業を行います。
- 全員に給食を提供いたします。
- 授業日ではありますが、感染予防上、保護者の皆様がお子様を出席させないと判断し欠席をしても、「欠席扱い」になりません。また欠席した場合は、放課後等に個別で対応いたします。
- 家庭学習は、各校から配られる学習課題や動画配信を活用して行います。
- 動画配信を確認することができないご家庭については、個別の対応を行います。

※感染状況により、再開が困難であると判断した場合は、上記の日程を1週間ずつ遅らせて実施します。

※学校再開となっても、今後大きく行事予定等が変更になると考えられますので、学校からの連絡を御確認ください。

※課題は、新しい学年の内容となります。提出された課題は、1学期の評価にも使用いたしますので、ご家庭におかれましても、お子様へのお声かけ等よろしく願いいたします。

令和2年4月28日

保護者の皆様

八王子市教育委員会

八王子市立第五小学校

校長 徳永 和弘

### 臨時休業中における昼食提供について（希望調査）

日頃より本校での教育活動に御理解と御協力いただきまして感謝申し上げます。

さて本市では、新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、小・中学校の臨時休業が長期化している状況の中、社会生活を維持する上で欠かせない職業に従事している保護者の方が安心して就労できる環境を整えるため、また、栄養バランスのよい昼食を提供することで、子どもたちの健康を支えるため、休校期間中の昼食提供を行うこととしました。つきましては、下記のとおり昼食の喫食希望調査を実施しますので、対象者のうち希望する方はお申込みください。

#### 記

#### 1 実施期間【休校期間中】

令和2年5月11日（月）～令和2年5月15日（金） 5日間

※今後、臨時休業期間が延長になった場合、実施期間が延長されます。希望された場合、給食提供は自動継続されます。

## 2 対象者【1年生～6年生】

保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方など、やむなく  
家庭で保育ができない方のみを対象

※本来は、感染拡大を防ぐための臨時休業期間であることにご留意いただき、どうしても家庭での  
保育ができない方に限らせていただきます。

## 3 申込方法

(1) 電話にてご連絡ください。

4月30日（金）午前7時30分から午後5時

5月 1日（金）午前7時30分から午前11時（時間厳守）

(2) 5月11日から15日の5日間まとめて申込

※日ごとの申込はできません。

(3) 給食費の徴収：昼食提供初日に代金を持参する。(5日分1,000円)

(4) 就学援助に認定された場合は、昼食費を後日返還いたします。

## 4 給食内容

(1) 主食・主菜・副菜（2品）程度（牛乳なし）

(2) 1食 200円（税込）

(3) 栄養価：小学校中学年程度

(4) アレルギー対応なし

(5) 給食室で調理した料理を提供します。

(6) 学校で、3つの密を避け食事をとります。

5 給食の受け取り・喫食方法

(1) 登校時間 午前11時20分

(2) 昼食時間 午前11時30分から午後12時10分

6 献立予定表（後日、お知らせします。）

7 保護者の方にご注意いただくこと

(1) 各家庭において朝の検温など健康観察を行った上で参加するようにお願いいたします。

(2) 登下校で事故が起きた場合は、スポーツ振興センターの保険が適用されます。

登下校の安全管理につきましては、保護者の責任のもと、お子様の安全管理をお願いします。

【問合せ先】給食の内容や申込に関すること

八王子市立第五小学校 副校長または栄養士

電話 661-4327

【問合せ先】本事業に関すること

保健給食課 給食担当

電話 620-7331